

北九州市子ども総合センターです。

返答が遅れて申し訳ありません。

問い合わせの件について、回答します。

今回の件では、姉妹は認可外保育施設で長期間（約二年間）生活していました。通報により行政が姉妹を見た時点で、姉には治療必要な12本の虫歯と妹には脚の変形と歩行障害がありました。妹については入園当初は足の変形はない状態であったが、診察した医師から①ビタミン摂取の障害②栄養不良が指摘され、必要な医療受診を怠ったことと、今までの食餌内容によりビタミン不足の影響が大であるとの診断結果を得ています。

児童虐待の防止等に関する法律は、後述の行為を虐待としています。①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待の四項目です。

児童相談所は本件の姉妹に対する行為は、上記の③のネグレクト（監護を怠る）と認めました。姉の虫歯と妹の脚の変形は、一般人であれば通常容易に医療受診が必要と思う程度のものだからです。園では、妹の脚の変形に気付いてはいたが、全く医療機関を受診させていなかったと話しています。

いくら養育者がその子をかわいいと思っても、愛情によってしたことと言っても、児童の心身に有害であれば、「虐待」と言わざるを得ません。

以上、説明いたします。